

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

改正案	現 行	備 考
<p>建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p>一 趣旨 (略)</p> <p>二 総則 (略)</p> <p>三 監督処分の基準 1 基本的考え方 (1) 建設業法第 28 条第 1 項各号又は同条第 2 項各号の一に該当する不正行為等があった場合 (略)</p> <p>(2) (1) 以外の不正行為等があった場合 建設業法の規定(第 19 条の 3 第 1 項、第 19 条の 4、第 24 条の 3 第 1 項、第 24 条の 4、第 24 条の 5 並びに第 24 条の 6 第 3 項及び第 4 項を除き、入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項を含む。)、入札契約適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項の規定又は履行確保法第 3 条第 6 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 10 条第 1 項の規定に違反する行為を行ったとき 指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第 11 条、第 19 条、第 19 条の 3 第 2 項、第 19 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 20 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 40 条、第 40 条の 3 違反等がこれに該当するものとする。</p> <p>(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合 (略)</p> <p>2 建設業者に対する監督処分の具体的基準 (1) 公衆危害 (略)</p> <p>(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等(刑法違反(公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪)、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反) a 代表権のある役員等(建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。)が刑に処せられた場合は、1 年間の営業停止処分を行うこととする。 b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは 120 日以上の営業停止処分を行うこととする。 c a 又は b 以外の場合は、60 日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	<p>建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p>一 趣旨 (略)</p> <p>二 総則 (略)</p> <p>三 監督処分の基準 1 基本的考え方 (1) 建設業法第 28 条第 1 項各号又は同条第 2 項各号の一に該当する不正行為等があった場合 (略)</p> <p>(2) (1) 以外の不正行為等があった場合 ① 建設業法の規定(第 19 条の 3、第 19 条の 4、第 19 条の 5、第 24 条の 3 第 1 項、第 24 条の 4、第 24 条の 5 並びに第 24 条の 6 第 3 項及び第 4 項を除き、入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項を含む。)、入札契約適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項の規定又は履行確保法第 3 条第 6 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 10 条第 1 項の規定に違反する行為を行ったとき 指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第 11 条、第 19 条、第 40 条、第 40 条の 3 違反等がこれに該当するものとする。 ② 建設業法第 19 条の 5 の規定に違反する行為を行ったとき 注文者が建設業者等であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者等に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。</p> <p>(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合 (略)</p> <p>2 建設業者に対する監督処分の具体的基準 (1) 公衆危害 (略)</p> <p>(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等(刑法違反(公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪)、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反) a 代表権のある役員等(建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。)が刑に処せられた場合は、1 年間の営業停止処分を行うこととする。 b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは 120 日以上の営業停止処分を行うこととする。 c a 又は b 以外の場合は、60 日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	<p>②を削除</p>

- d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の4第7項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。
- e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) 請負契約に関する不誠実な行為
(略)

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたことと認められる場合には、3日以上営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が**拘禁**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上営業停止処分を行うこととする。

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要応じ、指示処分を行うこととする。

ii 労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が**拘禁**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

iii 廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が**拘禁**刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上営業停止処分を行うこととする。

iv 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が**拘禁**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。

v 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が**拘禁**刑に処せられた場合は7日以上、それ

- d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。
- e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) 請負契約に関する不誠実な行為
(略)

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたことと認められる場合には、3日以上営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が**懲役**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上営業停止処分を行うこととする。

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要応じ、指示処分を行うこととする。

ii 労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が**懲役**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

iii 廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が**懲役**刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上営業停止処分を行うこととする。

iv 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が**懲役**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。

v 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が**懲役**刑に処せられた場合は7日以上、それ

「懲役」を「拘禁」に変更

<p>以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。</p> <p>また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>③ 信用失墜行為等</p> <p>i 法人税法、消費税法等の税法違反</p> <p>役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等</p> <p>役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反</p> <p>役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>3 無許可業者に対する監督処分の基準</p> <p>(1) 契約締結の過程に関する法令違反</p> <p>①刑法違反（詐欺罪）</p> <p>a 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は1年間の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>②特定商取引に関する法律違反</p> <p>a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	<p>以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。</p> <p>また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>③ 信用失墜行為等</p> <p>i 法人税法、消費税法等の税法違反</p> <p>役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等</p> <p>役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反</p> <p>i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>3 無許可業者に対する監督処分の基準</p> <p>(1) 契約締結の過程に関する法令違反</p> <p>①刑法違反（詐欺罪）</p> <p>a 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は1年間の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>②特定商取引に関する法律違反</p> <p>a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	<p>④ ii を削除</p>
---	--	-----------------

<p>(2)～(5) (略)</p> <p>四 その他 (略)</p> <p>五 施行期日等</p> <p>① この基準は、<u>令和8年2月12日</u>から施行する。</p> <p>② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>四 その他 (略)</p> <p>五 施行期日等</p> <p>① この基準は、<u>令和5年3月28日</u>から施行する。</p> <p>② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。</p>	
---	---	--